

当座勘定規定(専用約束手形口用)改定内容(新旧対照表)

<改定内容>

改定前	改定後	備考
<p>第8条 (小切手、手形の支払)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>第9条 (小切手、手形用紙)</p> <p>① (略)</p> <p>② ~③ (略)</p>	<p>第8条 (小切手、手形の支払)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>第9条 (小切手、手形用紙)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>③ ~④ (略)</p> <p>⑤ <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしま</u> <u>す。</u></p> <p>⑥ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつた時は、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行運用で行われている取扱を電子交換所への移行を機に規定化するもの。 現行運用で行われている取扱を電子交換所への移行を機に規定化するもの。 電子交換所規則で、持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある(電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも3か月は保存しておく)と規定。それを踏まえ、当座取引の関係において3か月経過後の取扱を規定で定めた。

第16条（印鑑照合）

- ① 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第27条（個人情報センターへの登録）

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記3号の事由の場合のみ6ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第16条（印鑑照合）

- ① 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

（削除）

- ・ 電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。

- ・ 同上

- ・ 全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正（廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日（金））。

<u>第28規定の変更)</u> (略) 以 上	<u>第27条 (規定の変更)</u> (略) 以 上	
------------------------------------	---------------------------------------	--